

そうだ、

地域計画

人・農地プランが
変わります！

を作ろう！

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「**地域計画**※1」として、**法定化**※2 されました！

※1 市街化区域を除いた区域において令和7年3月末までに策定することが求められています。

※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を**確実に**利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「**将来、地域の農地を誰が**利用し、守っていくのか」、

「**地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか**」

について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について話し合い、**将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。**

なぜ今、地域計画？

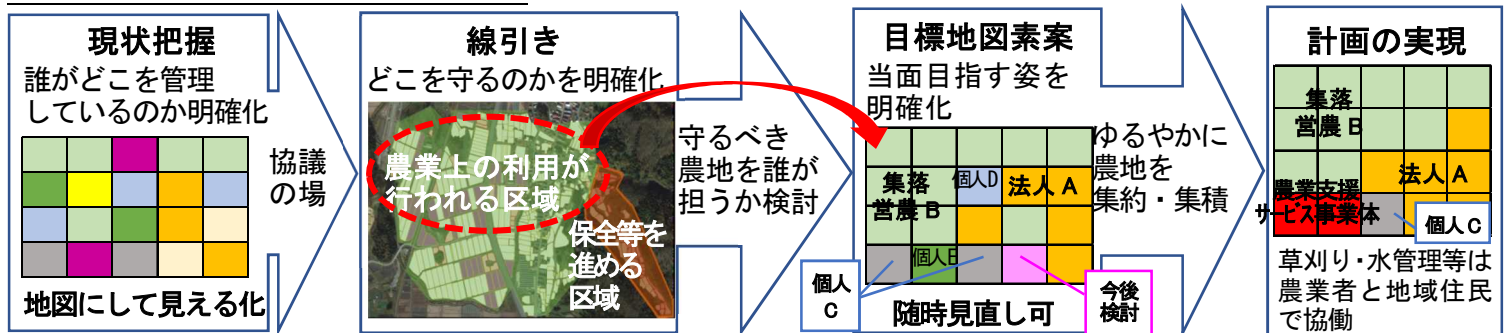
2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。

将来のことを考えて、農地を守る方々の次の後継者を決めておくことが必要となります。



農業者だけでは
農村環境を
守りきれません
地域の方々に
SOSを！

2 「地域計画」策定・実現の流れ



★「地域計画」があるとき、ないとき

○ 地域計画があるとき

- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地を集積・集約しようとしている大規模農家が引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい



○ 地域計画がないとき

- ・地域で守るべき農地を地域の中の人でも外の人でも認識できない
- ・農地の団地化が望めないため、担い手は引き受けられない
- ・新たな担い手を受け入れる姿勢が見えないため、新規就農者が参入しづらい



3 「人・農地プラン」と「地域計画」の主な違い

事項	人・農地プラン	地域計画（令和5年4月～）
内容	地域農業の将来の在り方	地域農業の将来の在り方 +目標地区 （参考様式は最終ページ）
担い手	中心経営体 ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織 ④ 市町の基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者 等	農業を担う者 左記①～④の中心経営体 ⑤ その他の多様な農業経営を営む者 ⑥ 新たに農業を始めようとする者 ⑦ 農作業の受託サービスを提供する者 などの農産物の生産活動等に直接関わる者
実現に向けた支援措置	担い手向け ・ 農地利用効率化等支援交付金 必要な農業用機械・施設の導入を支援 ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 49歳以下のものに対し、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付 等 ----- 地区向け ・ 機構集積協力金のうち 地域集積協力金、集約化奨励金 農地バンクを活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力を交付 等	左記補助事業等について、地域計画の策定と一定の関連付けが行われます。 【地域計画への移行に伴う R5 年度取扱い】 (1) 補助事業の対象となる区域 ア 地域計画を策定した区域 イ 協議の場を設置した区域 ウ 市町が作成した工程表に基づき令和5年度中に協議の場の設置を行う予定の区域 (2) 補助対象となる経営体 ア 地域計画を策定した区域 目標地区に位置付けられている経営体 イ 地域計画が未策定の区域 実質化された人・農地プランに位置付けられた認定農業者など ※事業により要件が変わるため、詳しくは各事業要件を確認してください。

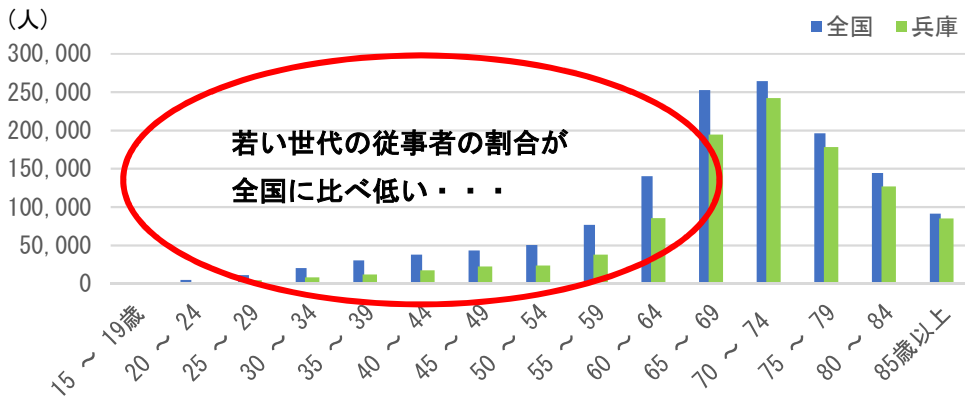
4 農地に関わる制度変更等

農地の集積・集約 （農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項及び第3項）	現行の市町の農用地利用集積計画は、農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画に統合。
農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の6）	(1) 地域計画の区域内で、農地バンクが <u>農作業等を受託している農用地</u> も対象に追加。 (2) 対象事業に <u>農業用排水施設、農業用道路等の整備</u> も追加。
地域計画の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の3及び第22条の4）	地域の農地所有者等がその3分の2以上の同意を得て、「貸付け等を行う際には相手方を農地バンクに限定する」旨を地域計画に盛り込むことが可能。
農振農用地区域からの除外に係る要件 （農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項）	<u>農地転用のための農振農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」</u> を追加。
農地法第3条の許可の判断基準 （農地法関係事務に係る処理基準第3の7）	農地法第3条の許可をしない場合の例示として「 <u>地域計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認められること</u> 」を追加。

5 兵庫県の担い手・農地の状況

(1) 基幹的農業従事者※の状況（令和2年）

- 基幹的農業従事者の**平均年齢は**、全国 67.8 歳、兵庫県 70.6 歳で、**全国平均より 2.8 歳高い**状態です。基幹的農業従事者の **70 歳以上の割合は、約 6 割**と担い手の高齢化が進んでいます。



	全国	兵庫県
全体	136 万	34,591
70 歳以上	69.6 万 (51.1%)	21,068 (60.9%)

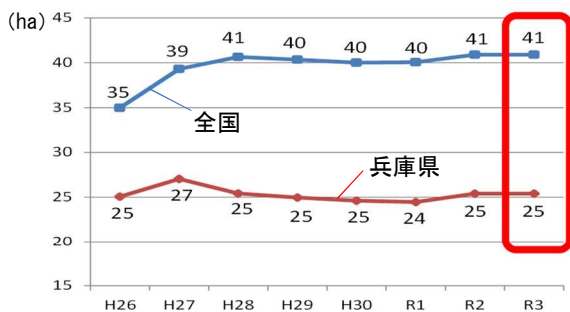
※基幹的農業従事者
15才以上の世帯員のうち、**主たる仕事として主に自営農業に従事している者**

【出典】2020 年農林業センサス

(2) 集落営農の状況

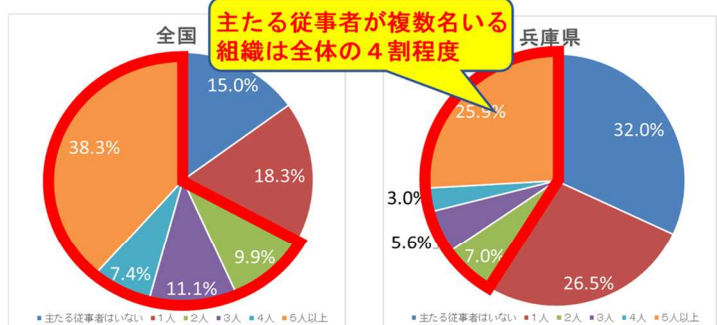
- 兵庫県の集落営農組織の**経営面積は全国平均に比べて小さく**、増加傾向も見られません。また、集落営農組織内の「一定の農業所得のある**主たる従事者**」が**複数名いる組織が**、全国は半数以上あるのに対し、兵庫県は **4 割程度**で、脆弱な組織が目立ちます。

集落営農法人 1 組織あたりの平均経営面積



	全国	兵庫県
平均経営面積	32ha/組織	12ha/組織
うち法人	41ha/組織	25ha/組織
経営面積5ha未満の組織の割合	25%	53%

集落営農における主たる従事者※数の割合 (R3)

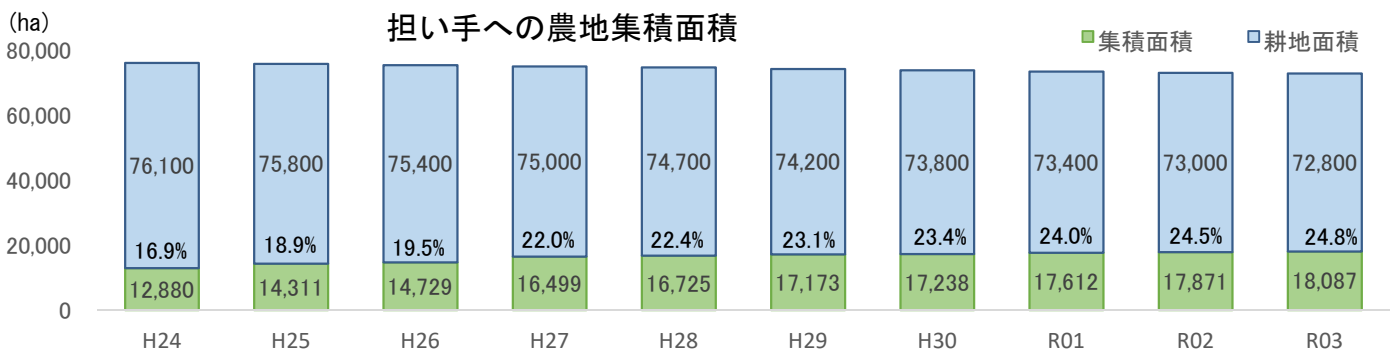


※主たる従事者の定義
集落営農の構成員のうち、その組織の中心的な農業従事者で一定の農業所得のある者。

【出典】集落営農実態調査

(3) 担い手への農地の集積状況

- 担い手への**農地集積状況は**、全国 58.9%、兵庫県 **24.8%**で集積が進んでいない状況です。



【出典】担い手の農地利用集積状況調査

★あなたの地域は、どんな状況でしょうか？

※ 詳しい情報は、農林水産省ホームページでご覧になれます。

わがマチ・わがムラ

検索

今、地域のミライを地域の皆さまで考えることが必要です。 考えた経過を記録して共有し、実現を目指す。 それが「地域計画」です！

これまでの人・農地プランに
赤枠部分を追記するイメージです。

参考様式第5-2号

地域計画

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの...

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)

- ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積
- ② 田の面積
- ③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)
- ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計
- ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計
- ⑥ うち後継者不在の農業者の農地面積の合計

(備考)遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha)
⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のある農業者にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積

(2) 地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積がC集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須)

・〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。規作物〇〇を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eにする認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域を

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農本として、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用
- (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 〇〇 % 将来の目標とする集積率
- (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇年度)の団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

- (1) 農用地の集積・集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進バンクを通じて進める。
- (2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集積推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
- (3) 基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

- ①鳥獣被害防止対策 ②有機・減農薬・減肥料 ③スマート農業 ④輸出 ⑤果樹等
 ⑥燃料・資源作物等 ⑦保全・管理等 ⑧農業用施設 ⑨その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和〇年度)		目標地図 上の表示	備考
		経営作目等	経営面積	経営作目等	経営面積		
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10 ha	水稲、麦	13 ha	A	E
認農	〇〇〇〇	水稲、果樹	5 ha	水稲、果樹	8 ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	野菜	7 ha	C	D
認農	(株)〇〇	水稲、野菜	30 ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D
集	●●営農組合	水稲、大豆	40 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	野菜	1 ha	- ha	F
サ	△△(株)	棚起、播種、収穫	- ha	棚起、播種、収穫	- ha	10 ha	G
農協	◇◇農業協同組合	棚起、田植、収穫	- ha	棚起、田植、収穫	- ha	20 ha	H
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
計	8経営体		90.5 ha	10 ha	119 ha	60 ha	

- 注1:「属性」欄には、認定農業者(「認農」)、認定新規就農者(「認就」)、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農(「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合(「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「作業面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	〇〇組合	収穫	飼料作物
3	(株)〇〇〇〇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆(株)	詰込・ラッピング	飼料作物
5	△△農業協同組合	田植え・播種	飼料作物
6	▲▲協議会	花粉交配等	蜜源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稲等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	40 (80%)
-------------	----	---------------	----------

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

「地域計画」の策定は私たちが応援します！

市町、農業委員会、JA、農林(水産)振興事務所、
農業改良普及センター、土地改良事務所、農地バンク